

11. 退職給付

1. 採用している退職給付制度の概要

連結財務諸表提出会社及び連結子会社の退職給付制度は、確定給付型の制度として、主として厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。

連結財務諸表提出会社が加入しているエヌ・ティ・ティ厚生年金基金には、前連結会計年度末現在においては連結子会社のうち33社が加入しており、当連結会計年度末現在においては連結子会社のうち28社が加入しております。

また、前連結会計年度末現在においては連結子会社のうち8社が、当連結会計年度末現在においては連結子会社のうち7社が、適格退職年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成15年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成16年3月31日現在)
イ. 退職給付債務	205,102	199,280
ロ. 年金資産	79,342	92,439
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	125,760	106,840
二. 会計基準変更時差異の未処理額	4,780	4,382
ホ. 未認識数理計算上の差異	26,636	14,341
ヘ. 未認識過去勤務債務 (債務の減額)	10,977	19,693
ト. 退職給付引当金 (ハ+二+ホ+ヘ)	114,882	116,575

前連結会計年度

(平成15年3月31日)

当連結会計年度

(平成16年3月31日)

(注) 1. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

(注) 1. 同左

2. 平成12年3月の厚生年金保険法の改正に伴い、当連結会計年度において連結財務諸表提出会社及び連結子会社の厚生年金基金の代行部分に係る支給開始年齢の引き上げについての規約改正を行ったこと、及び平成15年3月、退職手当制度について、個人業績を加味して一定金額を年々積み上げる仕組みの「ポイント制」を導入したことにより、当連結会計年度末において、退職給付債務が減少するとともに未認識過去勤務債務(債務の減額)が発生しております。

2. 平成12年3月の厚生年金保険法の改正に伴い、当連結会計年度において連結財務諸表提出会社及び連結子会社の厚生年金基金の代行部分に係る支給開始年齢の引き上げについての規約改正を行ったこと、及び平成15年3月、退職手当制度について、個人業績を加味して一定金額を年々積み上げる仕組みの「ポイント制」を導入したこと、並びに確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けたこと、また平成15年12月に給付利率等の引き下げを内容とする企業年金制度の見直しを行ったことにより、当連結会計年度末において、退職給付債務が減少するとともに未認識過去勤務債務(債務の減額)が発生しております。

3. 退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している連結子会社は、適格退職年金への拠出額を含めて、「イ. 退職給付債務」に計上しております。

3. 同左

3. 退職給付費用に関する事項

(単位:百万円)

	前連結会計年度 〔自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日〕	当連結会計年度 〔自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日〕
イ. 勤務費用 (注) 1	9,533	9,205
ロ. 利息費用	5,112	4,805
ハ. 期待運用収益	2,027	2,016
二. 会計基準変更時差異の費用処理額	398	398
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	2,101	2,477
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	263	1,130
ト. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+二+ホ+ヘ)	14,058	12,941

前連結会計年度 (平成15年3月31日)	当連結会計年度 (平成16年3月31日)
(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。	(注) 1. 同左
2. 簡便法を採用している連結子会社について、その退職給付費用は「イ. 勤務費用」に計上しております。	2. 同左

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

原則法を採用している連結財務諸表提出会社及び連結子会社の退職給付債務等の計算の基礎に関する事項については、以下のとおりです。

	前連結会計年度 〔自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日〕	当連結会計年度 〔自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日〕
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
ロ. 割引率	主に2.50%	2.50%
ハ. 期待運用収益率	主に2.50%	2.50%
二. 過去勤務債務の額の処理年数	各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理することとしております。	同左
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。	同左
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	15年	15年